

## 須坂市地域包括支援センター運営方針

## 1 策定の目的

この方針は、「須坂市高齢者いきいきプラン 第九次須坂市老人福祉計画・第八期須坂市介護保険事業計画」の基本理念や基本目標を踏まえて、地域包括支援センターが地域包括ケアシステムの構築のための中核的な機関としての機能を発揮できるよう、地域包括支援センターの運営上の基本的な視点や事業推進の方針等を明確にするとともに、事業の円滑かつ効果的な実施を図ることを目的として策定するものとします。

## 2 運営上の基本的視点

## (1) 公益性

ア 地域包括支援センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を確保するものとします。

また、市は、地域包括支援センター設置の責任主体であることから、地域包括支援センターの設置目的を達成するための体制整備等に努めるとともに、運営については、市と地域包括支援センターは共通認識をもって、協働して適正な実施に努めるものとします。

イ 高齢者やその家族の身近な窓口として、併せて、事業への理解と協力を得るため、市の広報やホームページ、介護サービス情報公表システム等多様な媒体を用いて地域包括支援センターの事業や運営状況等について地域住民及び関係者に積極的に周知を行い、地域包括支援センターの円滑な利用につなげていくものとします。

## (2) 地域性

ア 当市は、日常生活圏域を1つと設定しています。市には基幹型及び機能強化型（※）となる須坂市地域包括支援センター（以下「直営型センター」という）、日滝・豊洲・旭ヶ丘・日野地域を担当する委託型地域包括支援センター（以下「委託型センター」という）が設置され、包括的支援事業、第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援事業を担当しています。

併せて、市民の身近な窓口で相談を受け付け、地域包括支援センターにつなぐための窓口としてランチを設置しています。

## ※基幹型地域包括支援センターとは

地域の中で基幹的な役割を担い、地域包括支援センター間の総合調整や介護予防のケアマネジメント及び地域ケア会議等の後方支援等の機能を有する地域包括支援センターをいいます。

## ※機能強化型地域包括支援センターとは

権利擁護業務（虐待事例の対応等）や認知症支援等の機能を強化し、当該分野で他の地域包括支援センター業務を支援できる機能を有する地域包括支援センターをいいます。

イ 各地域包括支援センターは、地域の介護・福祉サービスの提供・利用体制を支える中核的な機関として、適切かつ柔軟な運営を行うとともに、担当する地域の高齢化率や世帯状況等の特性、地域で展開されている介護保険を含めたサービス、住民同士や住民と

さまざまな団体とのつながりの状況等を踏まえながら、須崎市地域包括支援センター運営協議会や地域ケア会議の場などを通じて、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ日々の活動に反映させるものとします。

### (3) 協働性

ア 地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が相互に情報を共有し、「高齢者いきいきプラン」の基本理念や基本目標等を理解した上で、互いに連携をとりながらチームとして取り組むものとします。

併せて、直営型センター及び委託型センター並びにブランチは互いに協働し、関係機関とも連携を図り、地域包括支援センターの機能が発揮されるよう努めるものとします。

イ 地域の保健・福祉、医療等の専門職やボランティア、民生児童委員等の関係者及び関係機関と連携を図りながら活動するものとします。

## 3 事業の実施方針

### (1) 基本的事項

#### ア 事業計画の策定

地域包括支援センターは、本運営方針に沿って事業計画を策定し、地域の実情やニーズ等に応じた業務を実施していくものとします。

#### イ 職員の姿勢

(ア) 地域包括支援センターの事業は、市内に居住する概ね65歳以上の高齢者及びその家族（以下「高齢者等」という。）が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続することが可能となるための支援であることを念頭に置き、常に当事者に最善の利益を図るために遂行するものとします。

(イ) 地域包括支援センターの職員は、相談技術やケアマネジメント技術の向上等、事業の実施に必要な知識、技術の習得を目的とした研修等に積極的に参加するとともに、学んだ内容を全職員に伝達、共有することにより、地域包括支援センター全体のスキルアップに努めるものとします。

#### ウ 法令の遵守

地域包括支援センターの運営等にあたっては、関係法令等の遵守を徹底します。

#### エ 個人情報の保護

地域包括支援センターでは、高齢者等の様々な情報を得ることになるため、地域包括支援センター職員は、地域包括支援センターが有する高齢者等の情報が、業務に関係の無い目的で使用されたり、不特定多数の者に漏れることがない様、関係法令及び条例等を遵守し個人情報の保護及び管理には万全を期するものとします。

#### オ 苦情対応

地域包括支援センターに関する苦情等については、その内容を記録し、迅速かつ適切に対応するものとします。

### (2) 総合相談支援業務

高齢者等が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができ

るよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うものとします。

#### ア 初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談支援

(ア) 住民の相談には懇切丁寧に対応するとともに、初期対応を適切に行い、課題を明確にした上で、適切な機関・制度・サービス等につなげるものとします。(ワンストップ対応を図ります。)

(イ) (ア)の対応により、継続的・専門的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合は、より詳細な情報収集を行い、地域ケア個別会議等の実施を通じて個別の支援方針を策定するものとします。

支援方針に基づき適切なサービスや制度につなぐとともに、定期的な状況把握や情報収集を行い、支援方針の効果の有無を確認するものとします。

#### イ 地域におけるネットワークの構築や実態把握

(ア) 支援が必要な高齢者の早期の把握を進めるため、地域住民や関係機関等とのネットワークの構築を進めるものとします。

(イ) 把握した課題やニーズから、介護予防や早期の支援対応等を展開していく取組みを行うものとします。

なお、委託型センターやブランチが、総合相談支援業務等の過程で一般介護予防事業の対象者とすべき者を把握した場合は、適宜、直営型センターと連携を図ることとします。

#### ウ 家族を介護する者に対する相談支援

介護を行う家族に対する支援として、相談支援、介護に関する情報や知識・技術の提供を行うとともに、介護者の心理的負担感や孤独感の軽減につながるよう、家族介護者同士の交流を支援します。

### (3) 権利擁護業務

高齢者等が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活ができるよう、権利擁護の観点から支援が必要と判断した場合や、高齢者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための必要な支援を行うものとします。

#### ア 成年後見制度の活用促進

(ア) 成年後見制度に関する相談支援や法人後見受任を実施する須高地域成年後見支援センター等関係機関・関係者と連携対応を図ることとします。

(イ) 判断能力が不十分となり、親族がいない又は親族との関係が希薄な高齢者で、成年後見制度の利用が必要と認めたときは、市長申立てを検討していくものとします。

#### イ 老人福祉施設等への入所又は措置の支援

#### ウ 高齢者に対する虐待の防止及び養護者の支援に関する対応

高齢者虐待の事例を把握したときは、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」及び「市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待の手引き（社団法人日本社会福祉士会）」に基づき、速やかに当該高

高齢者の状況を把握し、市並びに地域包括支援センター及び関係機関等が連携を図り、適切な対応を図ることとします。

併せて、須崎市虐待防止ネットワーク会議高齢者虐待対策部会等の取組みを通じて、高齢者虐待の予防に向けた連携対応を図るものとします。

エ 困難事例への対応

オ 消費者被害の防止に関する対応

消費者被害から高齢者を守るために、民生児童委員や介護サービス事業者等日頃から高齢者と接する機会の多い関係者や関係機関等との連携に努めるものとします。また、消費生活センターや関係機関等と連携を図り、被害の未然防止に努めるとともに、問題の解決に向けた支援等を行うものとします。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、主治医、介護支援専門員、関係機関等地域における多職種相互の協働等により連携するとともに、第1号介護予防支援事業、指定介護予防支援事業及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互連携を図ることにより、高齢者の個々の状況に応じた自立した生活の維持を図ることにつながる支援実現のため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行うものとします。

ア 包括的・継続的なケア体制の構築

イ 介護支援専門員に対する個別支援

支援困難事例を抱える介護支援専門員との相談及び助言を行うものとします。

ウ 介護支援専門員のネットワークの構築・育成

介護支援専門員研修会や業務連絡会、地域ケア個別会議を通じて、支援困難事例等の検討や介護支援専門員への情報提供と質の向上のための研修を実施することとします。

(5) 住民や多職種などとの協働による支援ネットワークの構築

地域包括ケアシステムの継続的な構築を推進し住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくりや住民主体の助け合い活動の推進のために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の様々な社会資源が有機的に連携することができる環境整備を行い、住民や多職種などの協働による支援ネットワークを構築できるよう支援を行うものとします。

なお、下記イ、ウについては、委託型センター及びブランチも必要に応じて以下の業務に参画し、または直営型センター等と連携して業務を進めていくこととします。

ア 地域ケア会議の実践

被保険者が地域生活を送る上での課題やニーズ等に応じた支援のため会議を実施し、個別事例の支援のためのフィードバック（地域のケアマネジメントの向上）に併せて、地域支援ネットワークの構築、地域生活の課題解決のため社会資源づくりの支

援等を図ることを通じて、被保険者の自立生活支援・重度化防止の支援方策とともに、地域の介護支援専門員その他被保険者への支援に携わる者の支援体制の構築につなげるものとします。

なお、地域ケア会議を別に定める開催計画により実施していくこととします。

#### イ 在宅医療・介護連携の推進

須高地域医療福祉推進協議会を中心に、医療と介護の連携体制の構築を推進していくものとします。

#### ウ 高齢者の生きがいと社会参加への方策検討

生活支援サービス体制の整備に向けて、生活支援コーディネーター、住民や多職種などとの協働による方策の検討を進めていきます。

### (6) 認知症の方及びその家族への支援

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよりよい環境で暮らし続けることができる社会の実現を目指し、認知症の方やその家族を地域で支えるまちづくりを継続的に進めるものとします。

なお、委託型センター及びブランチは必要に応じて以下の業務に参画し、または直営型センター等と連携して業務を進めていくこととします。

#### ア 認知症理解の促進

##### (ア) 認知症サポーター養成講座等の実施

隣人として認知症の方やその家族に何ができるかを具体的に理解できるよう、内容などを工夫して開催するとともに、地域での見守りや支え合い等の活動につながるような取り組みも進めていくものとします。

##### (イ) 認知症キャラバン・メイトへの支援

メイトの活動に資するよう、研修会を継続的に実施していきます。

#### イ 認知症を、共に考える体制づくり

##### (ア) 認知症の方やその家族への相談支援の実施

##### (イ) 支援ネットワークづくりの働きかけ

##### (ウ) 成年後見制度の利用支援、権利擁護の推進

##### (エ) 認知症安心サポートガイド（認知症ケアパス）の普及

##### (オ) 認知症地域支援推進員の配置

##### (カ) 認知症の人と家族の会、認知症カフェ等への協力・支援により、認知症の方やその家族、支援者及び関係機関等との連携構築の推進

#### ウ 医療との連携

認知症初期集中支援チームを中心として、認知症が疑われる人の早期の把握、診断及び介護サービス等への活用につなぐなど、必要なサービス等が提供されるよう支援を推進していきます。

### (7) 指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業（以下、この項目において「指定

介護予防支援事業等」という。)の業務

自立生活支援・重症化予防を基本として、介護保険によるサービスに併せてインフォーマルのサービスも組み合わせることで、できる限り自分の住まいで能力に応じ自立した日常生活が送れるよう、「地域ケア個別会議」や「ケース検討会」等の実施も通じて「自立支援型ケアマネジメント」を実践し、支援を図っていくこととします。

なお、指定介護予防支援事業等については、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）」及び「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて（平成27年6月5日付け厚生労働省老健局長通知）」をはじめ関係法令、市条例等を遵守し、介護保険における要支援者及び総合事業対象者の一人ひとりに必要なサービスが、公正・中立に提供されるよう努めるものとします。

また、地域包括支援センターから指定居宅介護支援事業所へ事業の一部を委託する場合は、委託先が特定の事業所に偏らないよう留意するものとします。

#### (8) 家族介護支援事業の業務

高齢者や介護している家族を対象に「介護教室」を開催し、介護状態の重度化予防、在宅生活の維持と家族介護の支援を図るため、介護方法や各種保健福祉サービスの知識や技術の習得をしてもらうとともに、介護者同士の交流を図り、身体的・心理的負担感や孤独感の軽減につなげます。

#### (9) 介護予防事業の業務

介護予防事業は、運動器機能低下等の予防に加え、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それによって一人一人の生きがいや自己実現のための取組みを支援し、生活の質の向上を目指していくことを目的として推進するものとします。

ア 支援を必要とする人の把握と適切な対応

(ア) 総合相談支援や第1号介護予防支援事業、指定介護予防支援事業の各業務と連携し、支援が必要な人の把握に努めるものとします

イ 介護予防の普及・啓発及び介護予防教室等の推進

(イ) 運動器機能向上や地域の高齢者同士の交流を図る

(イ) 口腔機能向上、閉じこもり、認知症、生活習慣病予防等の訪問

(イ) その他介護予防の普及・啓発の取組みの推進

介護保険制度説明会や地域のサロン等において、具体的な知識や実践の普及を図るものとします。

ウ 介護予防にかかる地域活動の育成・支援

(ウ) 介護予防サポーターの育成・支援

(ウ) 自主グループの育成・支援

(ウ) 出前講座、シニアクラブ、サロン等の支援

エ 地域のリハビリテーション関係者による活動支援

(エ) 住民への介護予防に関する技術的助言を含めた支援

地域住民の介護予防への活動に対し、助言等の支援を図っていくこととします。

オ 実態把握・分析

- (ア) 一般介護予防事業等の評価とともに、要介護認定の原因疾患等の分析を通じて、必要な施策や介護予防の普及啓発に活用していくものとします。

4 地域包括支援センターの機能強化の取組みについて

地域包括支援センターは、自らの業務の自己評価の実施を通じて、地域包括支援センター職員の資質向上を図るとともに、適切な業務の実施に努めるものとします。

併せて、近年、相談内容の多様化や困難事例が増える中で、「須坂市高齢者いきいきプラン 第九次須坂市老人保健計画・第八期須坂市介護保険事業計画」において地域包括支援センターが高齢者やその家族の総合相談窓口としての機能強化を進めていくものとします。